仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 (案)

規定により提出します。 標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の

平成二十二年六月二十一日

提出者

議員柿沼敏

万

"木村勝好

田村稔

IJ

笠原哲

IJ

藤建雄

IJ

斎

IJ

辻

隆

野田 譲 様

仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

仙台市政務調査費の交付に関する条例(平成十三年仙台市条例第三十三号)の一部を次のよ

うに改正する。

第九条第六項中「(別に定めるものを除く。)」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年五月二日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第九条第六項の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について

適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

理由

るため、 すべての政務調査費による支出に係る領収書等の写しを提出しなければならないこととす 現行条例の一部を改正する必要がある。 これが、 この条例案を提出する理由である。